

「株券上場審査基準の取扱い」等の一部改正新旧対照表

目 次

	(ページ)
1 . 株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表	1
2 . 株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表	3

株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2. 第4条(上場審査基準)第1項関係 (1)～(4) (略) (5) 純資産の額 a 第5号に規定する「純資産の額」とは、連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)の規定により作成された連結貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第45条の2第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権及び少数株主持分を控除して得た額をいう。以下同じ。)をいうものとする。ただし、新規上場申請者がIFRS任意適用会社(連結財務諸表規則第93条に規定する指定国際会計基準により財務諸表等又は四半期財務諸表等を作成し、内閣総理大臣等に提出する会社をいう。以下同じ。)である場合又は同規則第95条の規定の適用を受ける場合は、連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額をいうものとする。 b～i (略) (6) 利益の額 a (略) b 第6号に規定する「利益の額」とは、連結損益計算書に基づいて算定される利益の額(連結財務諸表規則第61条により記載される「経常利益金額」又は「経常損失金額」と同規則第64条により記載される「税金等調整前当期純利益金額」又は「税金等調整前当期純損失金額」(同規則第67条により掲記される特別法上の準備金等の繰入額又は取崩額及び債務免除益の金額を除外した額)とのいずれか低い額に</p>	<p>2. 第4条(上場審査基準)第1項関係 (1)～(4) (略) (5) 純資産の額 a 第5号に規定する「純資産の額」とは、連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)の規定により作成された連結貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第45条の2第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権及び少数株主持分を控除して得た額をいう。以下同じ。)をいうものとする。ただし、新規上場申請者がIFRS任意適用会社(連結財務諸表規則第93条に規定する指定国際会計基準により財務諸表等又は四半期財務諸表等を作成し、内閣総理大臣等に提出する会社をいう。以下同じ。)である場合は、連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額をいうものとする。 b～i (略) (6) 利益の額 a (略) b 第6号に規定する「利益の額」とは、連結損益計算書に基づいて算定される利益の額(連結財務諸表規則第61条により記載される「経常利益金額」又は「経常損失金額」と同規則第64条により記載される「税金等調整前当期純利益金額」又は「税金等調整前当期純損失金額」(同規則第67条により掲記される特別法上の準備金等の繰入額又は取崩額及び債務免除益の金額を除外した額)とのいずれか低い額に</p>

同規則第65条第3項により記載される金額を加減した金額をいう。以下同じ。)をいうものとする。ただし、新規上場申請者がIFRS任意適用会社である場合又は同規則第95条の規定の適用を受ける場合は、連結損益計算書に基づいて算定される利益の額に相当する額をいうものとする。

c～1 (略)

(7)～(10) (略)

平成22年6月30日改正付則

1・2 (略)

(削る)

付 則

この改正規定は、平成23年10月31日から施行する。

同規則第65条第3項により記載される金額を加減した金額をいう。以下同じ。)をいうものとする。ただし、新規上場申請者がIFRS任意適用会社である場合は、連結損益計算書に基づいて算定される利益の額に相当する額をいうものとする。

c～1 (略)

(7)～(10) (略)

平成22年6月30日改正付則

1・2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、新規上場申請者が、連結財務者表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年内閣府令第73号)附則第2条の規定により連結財務諸表を同府令第1条の規定による改正前の連結財務諸表規則第93条の規定により作成する場合は、株券上場審査基準第4条第1項第5号に規定する純資産の額については、改正前の2.(5)aを、株券上場審査基準第4条第1項第6号に規定する利益の額については、改正前の2.(6)bの規定を適用する。

株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 第2条(上場廃止基準)第1項関係 (1)～(4) (略) (5) 債務超過 a 第5号に規定する「債務超過の状態」とは、株券上場審査基準の取扱い2.(5)aに規定する連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、同取扱い2.(5)bに規定する貸借対照表に基づいて算定される純資産の額とし、連結財務諸表規則第95条の規定の適用を受ける会社である場合はこれに相当する額とする。)が負である場合をいう。ただし、IFRS任意適用会社(上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第4号に規定するIFRS任意適用会社をいう。以下同じ。)である場合は、当該連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は当該貸借対照表に基づいて算定される純資産の額)に相当する額(会計基準の差異による影響額(本所が必要と認めるものに限る。)を除外した額をいう。)が負である場合をいうものとする。 b～f (略) (6)～(16) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成23年10月31日から施行する。</p>	<p>1. 第2条(上場廃止基準)第1項関係 (1)～(4) (略) (5) 債務超過 a 第5号に規定する「債務超過の状態」とは、株券上場審査基準の取扱い2.(5)aに規定する連結貸借対照表(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には、同取扱い2.(5)bに規定する貸借対照表)に基づいて算定される純資産の額が負である場合をいう。ただし、IFRS任意適用会社(上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第4号に規定するIFRS任意適用会社をいう。以下同じ。)である場合は、当該連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は当該貸借対照表に基づいて算定される純資産の額)に相当する額(会計基準の差異による影響額(本所が必要と認めるものに限る。)を除外した額をいう。)が負である場合をいうものとする。 b～f (略) (6)～(16) (略)</p>